

長崎県立大学 利益相反マネジメント ガイドブック



長崎県立大学
UNIVERSITY OF NAGASAKI

利益相反とは？

産学官連携活動を行う上で、大学や教職員等が特定の企業等から正当な利益を得ることや、特定の企業等に対して必要な範囲での責務を負うことが想定され、またそれは妥当なことです。ただ、一方で、教育と研究という使命をもつ大学と、営利や特定の公益を追求する企業等との立場の違いから、教職員が企業等との関係で有する利益や責務と、大学における責務とが衝突する状況が生じる場合があります。これが利益相反と呼ばれる状況です。

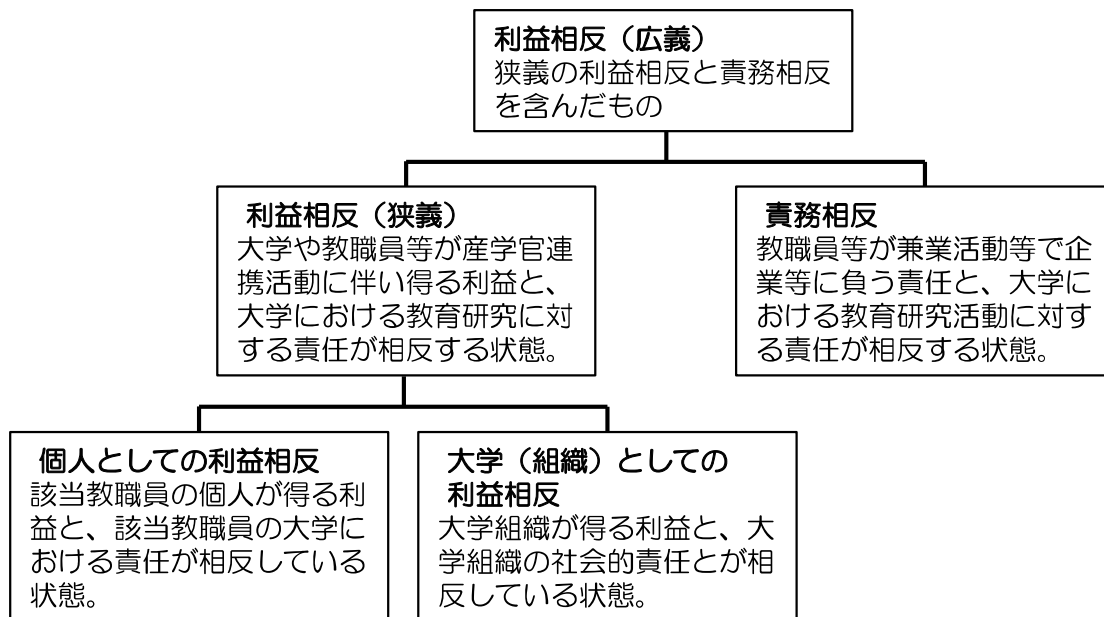
利益相反マネジメントの目的

長崎県立大学では産学官連携活動を奨励していますが、その一方で利益相反が生じる可能性があります。また、たとえ当該教職員が正当に大学の職務を遂行していたとしても、社会からあらぬ嫌疑や疑念を抱かれる可能性も否定できません。適切な対応を怠れば、大学及び教職員の社会的信頼が損なわれ、結果として産学官連携活動はもとより、本学の教育・研究活動も阻害される恐れがあります。

利益相反による弊害を防止するとともに、安心して教育・研究活動、産学官連携活動に取り組むことができる環境を整えることを目的とし、適切な利益相反マネジメントを行います。

「利益相反＝問題がある」のではなく、それによって弊害が起らないようマネジメントするものとして捉えます。

利益相反の定義



長崎県立大学では、長崎県立大学利益相反ポリシーにおいて、広義の利益相反を利益相反マネジメントの対象と定めています。

利益相反マネジメントの対象

長崎県立大学利益相反マネジメント規程において、対象を以下のとおり定めています。

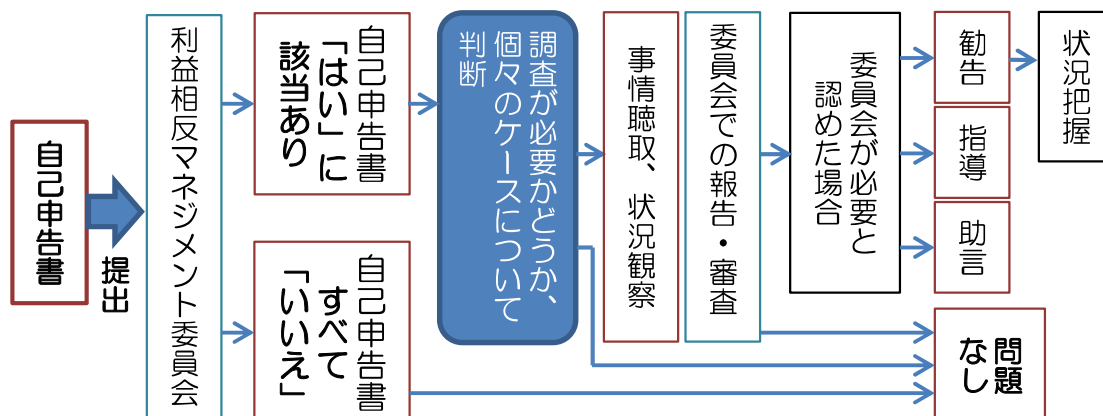
対象者：教職員等（なお、当該教職員等の配偶者及び生計を一にする親族も含む）

- 法人の役員
- 大学の教職員（非常勤職員を含む）
- その他、利益相反マネジメント委員会が指定する者

対象：教職員等が次のいずれかに該当する場合

- ①教職員等が当該企業等から100万円以上の金銭の供与を受ける場合（診療活動及び非常勤講師による収入を除く）
 - ②教職員等が当該企業等から知的財産権にかかる収入（ロイヤリティ又は売却による収入等）を得る場合
 - ③教職員等が、当該企業等の株式等を取得する場合（未公開株式はすべて、公開株式は発行済み株式総数の5%以上に相当する場合）
 - ④教職員等が当該企業等から500万円以上の物件の購入又は役務の提供を受ける場合
 - ⑤教職員等が当該企業等から何らかの便益を得る場合
 - ⑥教職員等が法人に対し物件又は役務を提供する企業等の経営を行う場合及び役員を務める場合
 - ⑦利益相反マネジメント委員会が利益相反マネジメントの対象と認める場合
- ※ここでいう「当該企業等」は、大学と産学官連携活動を行う企業等を指します。

調査の手順



事例紹介

事例１ 兼業先企業からの受託研究を行う場合

A 教授は企業B の技術顧問を務めており、年間110万円の報酬を得ています。このたび、企業B からの受託研究を実施することとなりました。

【着目点】

自身が報酬を得ている企業からの受託研究においては、「企業に有利となるデータを提供しているのではないか」「個人的な経済利益を得るためだけに研究テーマを設定していないか」などの疑いがかかる恐れがあります。

【マネジメント方法】

- ・ 本学と産学官連携活動を行う企業から年間100万円を超える報酬を得ているため、自己申告書にて申告が必要です。(適切に兼業申請を提出していることも必要です。)
- ・ 報酬の金額によっては、本学として利益相反による弊害を回避するという観点から、兼業の辞退や受託研究の中止を勧告する場合があります。

事例２ 共同研究の相手方企業の未公開株取得を検討している場合

C 准教授は企業D と共同研究を実施しています。このたび未公開株を取得し、企業D に出資をしたいと考えています。

【着目点】

産学官連携活動を行う企業の株式を保有することで「教員としての職務よりも個人の利益を優先させているのではないか」などという疑いがかけられる恐れがあります。

【マネジメント方法】

- ・ 本学と産学官連携活動を行う企業の未公開株を取得した場合は、自己申告書にて申告が必要となります。
- ・ 未公開株の取得時期(株式上場前)などによっては、外部からの疑いに繋がる可能性があります。

事例３ 兼業先企業から物件を購入する場合

E 教授は企業Fのアドバイザーを務めています。このたび大学にて、実験機器として企業Fから550万円の物件を購入しました。

【着目点】

産学官連携活動を行う企業から高額な物品を購入することにより、「何かしらの便宜を図っているのではないか」などと疑いをかけられる恐れがあります。

【マネジメント方法】

- ・ 本学と産学官連携活動を行う企業から500万円以上の物件の購入を受ける場合は、自己申告書にて申告が必要となります。
- ・ 仕様書作成や業者選定、決裁などにE教授が関与しないことや、随意契約の場合はその理由を明確にしておくことも必要となります。

事例４ 兼業により授業を休講した場合

G 講師はベンチャー企業Hの技術指導を行っています。このたび、ライバル企業との競争に勝つため、さらなる注力を依頼され、その活動のために複数回授業を休講しました。

【着目点】

産学官連携活動を優先するあまり、大学の教育活動が疎かになってしまっています。（個人的な利益等を得ているわけではありませんが、教職員と企業等との関係で有する責務と大学における責務が衝突しています。【責務相反】）

【マネジメント方法】

- ・ 大学の教育・研究活動に著しく支障があると判断された場合、本学として利益相反による弊害を回避するという観点から、兼業の辞退の勧告をする場合もあります。

事例5 成果品のプロモーションを行う場合

J教授は企業Kと共同研究を行い、成果品Lの開発に成功しました。企業KはこのたびLのプロモーションのため、J教授にコメントを依頼しました。

【着目点】

コメントを掲載することにより、大学や教員が成果品Lを勧めているように捉えられたり、「開発のために有利なデータを使用しているのではないか」などの疑いがかかる恐れがあります。【責務相反】

【マネジメント方法】

- 共同研究の成果品であるという事実のみにとどめ、特定の商品を推奨するようなコメントは控えてください。また、企業側にも、使用するデータは公表済みのものを引用していただくなどの配慮を求めてください。

責務相反について

責務相反については、自己申告書に記載する項目等はありませんが、本学の利益相反マネジメントポリシーにて、マネジメントの対象と定めています。

気になることや不安に思うことがありましたら、利益相反マネジメント委員会までご相談ください。

【問い合わせ先】

利益相反マネジメント委員会

事務局：シーボルト校 総務企画課 企画グループ

TEL：095-813-5500

Q & A

Q1. 利益相反マネジメントはなぜ必要なのですか？

A1. 利益相反マネジメントを十分に、かつ、適切に実施することにより、大学に対する社会の信頼を確保し、それによる産学官連携の円滑な促進を目的としています。決して産学官連携活動や個人の活動を制限するためのものではなく、外部から疑いがかけられたときに産学官連携活動に携わる教職員の名誉・信頼を組織的に守り、安心して教育・研究活動、産学官連携活動を実施できるよう、適切な利益相反マネジメントが必要となります。

Q2. 自己申告書に記載の項目に該当がない人も提出する必要があるのですか？

A2. 利益相反マネジメント委員会では、申告漏れを防ぐため、全教職員に対して定期的な申告書の提出をお願いしています。該当する項目がない方においても、「なし」にチェックを付けて提出をお願いします。

Q3. 利益相反ということは、法令に違反しているということですか？

A3. 法令違反は法令上の規制に対する違反行為であり、法令で定められた一定の制裁や責任が課せられ、かつ、公権力による強制力を伴っています。一方、利益相反は、法令上は規制されていない行為を行っているにも関わらず、周辺状況によって、社会から「大学における責任が果たされていないのではないか」などと疑いがかけられる状態にあることを指します。現実に大学の利益の損失などが起きているわけではありません。ついては、直ちにその状況を解消するということではなく、情報の開示やモニタリングを通じて適切に管理することで、弊害が起こることのないようにコントロールを行うことが求められる性質のものです。

Q4. 利益相反マネジメント委員会の勧告に従わない場合は、罰則などがありますか？

A4. 罰則はありませんが、是正勧告を行ったにもかかわらず従わなかった場合においては、外部から利益相反の疑いを持たれた場合でも、大学として説明責任を果たすことができないため、該当者を保護することができません。結果として、本人および大学の社会的信頼が損なわれる可能性があります。

Q5. 年度の途中で利益相反状況が心配になった場合にはどうしたらよいですか？

A5. 利益相反マネジメントが必要と思われる事象が発生した場合、定期申告を待たずとも、利益相反マネジメント委員会に相談することが可能です。気になることがあった際には、まずはシーボルト校総務企画課企画グループまでご連絡ください。

長崎県公立大学法人利益相反マネジメントポリシー

平成 26 年 3 月 24 日
規 程 第 6 号

1 目 的

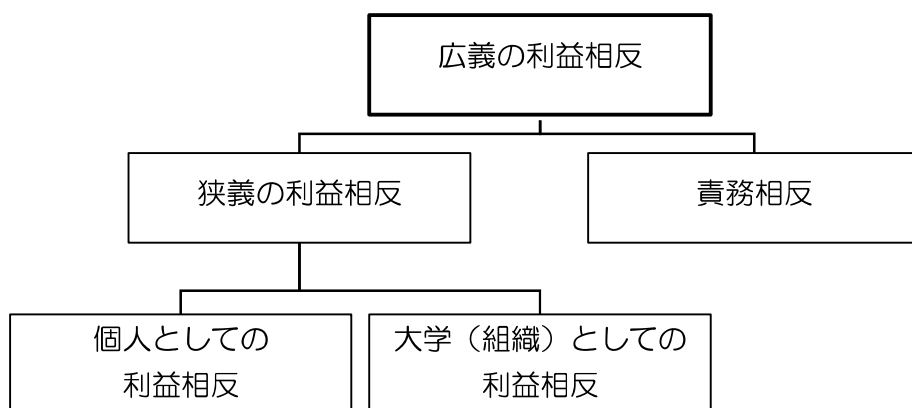
長崎県公立大学法人（以下「法人」という。）は、地域の人々の健康と福祉の向上、地域産業の振興、地域の新たな文化の創造に寄与するため、長崎県立大学（以下「大学」という。）の運営を通して、地域社会への貢献活動（以下「地域貢献活動」という。）を積極的に進めている。

しかしながら、地域貢献活動のひとつである産学官連携活動においては、大学と企業とはそもそも社会における役割を異にしており、その目的も異なっていることから、いわゆる「利益相反」の状態が起こる可能性がある。産学官連携活動をさらに推進していく上ではその点を十分理解し、適切に対応することが必要である。

以上を踏まえ、法人は、産学官連携活動の健全かつ効率的な推進と社会的信頼の確保のため、利益相反に関する基本的な考え方を利益相反マネジメントポリシーとして策定し、法人、大学、法人の役員及び大学の教職員等がこのポリシーに則り、積極的に産学官連携活動を推進していく環境を構築するものとする。

2 利益相反の定義

＜利益相反の概念図＞



本ポリシーでは、広義の利益相反を利益相反マネジメントの対象とする。

(1) 広義の利益相反

狭義の利益相反と責務相反の双方を含むもの。

(2) 狭義の利益相反

大学及び教職員等が産学官連携活動により得る利益（兼業に係る報酬、研究成果の実施料収入、株式等）と、教育・研究という大学としての責任が衝突・相反している状態をいう。

また、この狭義の利益相反には、個人としての利益相反と大学（組織）としての利益相反がある。個人としての利益相反とは、教職員等個人が得る利益とその個人の大学における責任との相反を指し、大学（組織）としての利益相反とは、大学組織が得る利益と大学組織の社会的責任の相反

を指す。

(3) 責務相反

教職員等が主に兼業活動により企業等に職務遂行責任を負っていて、大学における職務遂行の責任と企業等に対する職務遂行責任が両立し得ない状態をいう。

いずれの場合も大学及び教職員等が、組織的又は個人的な利益や企業等の責務を優先させて活動したと客観的に思われる場合に利益相反の問題が生じる。

3 利益相反マネジメントの基本的な考え方

- (1) 教育、研究及び地域社会への貢献という大学の果たすべき役割に鑑み、教職員等の技術移転活動等の産学官連携活動に対する貢献を奨励する。
- (2) 教職員等は、産学官連携活動の推進を行う上で、利益相反が起こらないように努めることを責務とする。
- (3) 利益相反マネジメントについて、企業等外部に対しても理解と協力を求め、利益相反問題の円滑な解決を図ることにより、産学官連携活動を推進する。
- (4) 利益相反の問題を考えるに当たっては、学生の教育・研究上の利益の確保に留意する。
- (5) 産学官連携活動に伴う教職員等の個人的利益に関する情報を管理し、その透明性を確保する。

4 利益相反マネジメント体制

利益相反マネジメントに係る基本方針や施策の策定及び具体的事項に関する審議を行うため、利益相反マネジメント委員会を設置する。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

長崎県公立大学法人利益相反マネジメント規程

平成 26 年 3 月 24 日
規 程 第 7 号

改正 平成 29 年 3 月 13 日規程第 6 号

改正 令和 3 年 12 月 6 日規程第 89 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、長崎県公立大学法人（以下「法人」という。）が、長崎県公立大学法人利益相反マネジメントポリシー（平成 26 年規程第 6 号。）に基づき、利益相反について社会への説明責任を果たすとともに、積極的に産学官連携活動を推進するために、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 教職員等 次の各号に掲げる者をいう。なお、当該教職員等の配偶者及び生計を一にする親族を含む。
 - ア 法人の役員
 - イ 大学の教職員（非常勤職員を含む）
 - ウ その他第 4 条に定める利益相反マネジメント委員会が指定する者
- (2) 利益相反 次の各号に掲げる状態をいう。
 - ア 長崎県立大学（以下「大学」という。）及び教職員等が産学官連携活動（兼業、共同研究・受託研究・寄附金等・共同研究員の受入、技術移転等）により得る利益（兼業に係る報酬、研究成果の実施料収入、株式等）と、大学における教育・研究等の責任と衝突・相反している状態
 - イ 教職員等が主に兼業活動により企業等（国、地方公共団体、独立行政法人、会社その他の営利企業又はその他の団体を含む。以下同じ。）に職務遂行責任を負っていて、大学における職務遂行の責任と企業等に対する職務遂行責任が両立し得ない状態
- (3) 利益相反マネジメント 教職員等が行う産学官連携活動において、前号の状態に陥ることを未然に防ぐため適切なマネジメントを行うこと及び利益相反が発生した場合に適切に対処することをいう。

(利益相反マネジメントの対象)

第 3 条 利益相反マネジメントの対象は、教職員等が次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 教職員等が、大学と産学官連携活動を行う企業等（以下「当該企業等」という。）から 100 万円以上の金銭の供与（診療活動及び非常勤講師による収入を除く）を受ける場合
- (2) 教職員等が、当該企業等から知的財産権（特許権、著作権等）にかかる収入（ロイヤリティ又は売却による収入等）を得る場合
- (3) 教職員等が、当該企業等の株式等（株式が公開か未公開かを問わない。ただし、未公開株式

にあつてはすべてとし、公開株式にあつては、発行済み株式総数の5%以上に相当する場合に限る。また、新株予約権、合同・合名・合資会社を包含する持分会社の持分等を含む。）を取得する場合

- (4) 教職員等が、当該企業等から500万円以上の物件の購入又は役務の提供を受ける場合
- (5) 教職員等が、当該企業等から何らかの便益を得る場合
- (6) 教職員等が、法人に対し物件又は役務を提供する企業等の経営を行う場合及び役員を務める場合
- (7) 前6号に定めるもののほか、委員会が利益相反マネジメントの対象と認める場合

一部改正〔平成29年規程第6号〕

(委員会の設置)

第4条 第1条に規定する目的のため、大学に長崎県立大学利益相反マネジメント委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(利益相反に関する申告)

第5条 教職員等は第3条各号のいずれかに該当する場合、又は委員会から求められた場合は、利益相反に関する自己申告書（様式第1号。以下「自己申告書」という。）をすみやかに委員会に提出しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、自己申告書の提出を希望する教職員等は委員会に提出することができる。
- 3 委員会は、教職員等から提出された自己申告書に基づき、第3条の利益相反マネジメントの対象となるものについて審査する。
- 4 審査の手續に関し必要な事項は、別に定める。

(調査の実施)

第6条 委員会は、必要と認めた場合には、第3条に該当する者に対して適宜、調査を実施することができる。

(情報の公開)

第7条 委員会は、大学の利益相反に関する情報を必要な範囲で外部に公表することにより、社会に対する説明責任を果たす。

- 2 委員会が許容した教職員等の行為に関する外部からの調査等に対しては委員会が対応する。
- 3 委員会は、外部への情報公開に当たって、教職員等及びその関係者の個人情報保護に留意する。

(研修の実施)

第8条 委員会は、利益相反問題への適切な対処に必要な研修を実施する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
(旧大学委員会規定の廃止)
- 2 定款附則第 2 項に定める県立長崎シーボルト大学の利益相反管理規程は廃止する。

附 則 (平成 29 年 3 月 13 日規程第 6 号)

この規程は、平成 29 年 3 月 13 日から施行する。

附 則 (令和 3 年 12 月 6 日細則第 89 号)

この規程は、令和 3 年 12 月 6 日から施行する。

利益相反に関する自己申告書

<回答年月日>

令和 年 月 日

所属 (学部・学科)		職位 (職名)		氏名	
---------------	--	------------	--	----	--

長崎県立大学と産学官連携活動（兼業、共同研究・受託研究・寄附金等・共同研究員の受入、技術移転等）を行う企業等（以下「当該企業等」という。）とあなた（配偶者及び生計を一にする親族を含む。以下同じ。）の関係について、以下の質問の該当するほうの□にチェックをしてください。

【申告対象期間：令和 年度】

- あなたは、当該企業等から一団体につき総額 100 万円以上の金銭（給与、謝金、原稿料等）の供与（診療活動、非常勤講師は除く）を受けましたか？
(☐ はい ・ ☐ いいえ)
- あなたは、当該企業等から知的財産権（特許権、著作権等）にかかる収入（ロイヤリティ又は売却による収入等）を得ましたか？
(☐ はい ・ ☐ いいえ)
- あなたは、当該企業等の株式等（株式が公開か未公開かを問わない。ただし、未公開株式はそのすべてとし、公開株式は発行済株式総数の 5%以上に相当する場合。また、新株予約権、合同・合名・合資会社を包含する持分会社の持分等を含む。）を取得しましたか？
(☐ はい ・ ☐ いいえ)
- あなたは、当該企業等から総額 500 万円以上の物件の購入又は役務の提供を受けましたか？
(☐ はい ・ ☐ いいえ)
- あなたは、当該企業等から何らかの便益を得ましたか？
(物品及び役務の無償提供、設備や人材の提供に係る便宜供与など。1～4に該当するものを除く。)
(☐ はい ・ ☐ いいえ)
- あなたが経営者又は役員を務める企業等が、長崎県公立大学法人に対し物件又は役務を提供しましたか？
(☐ はい ・ ☐ いいえ)

◆質問 1～6 すべてに「いいえ」と回答した方はこれで終了です。

◆質問 1～6 のいずれか 1 つ以上に「はい」と回答した方は、裏面の質問にお進みください。

該当するものが複数ある等回答欄が足りない場合、別紙を添付しても可。

7. 【当該企業等から一団体につき総額 100 万円以上の金銭（給与、謝金、原稿料等）の供与を受けた方（1に「はい」と回答された方）はお答えください。】

※該当する方が本人以外の場合 続柄（ ）

- a. 企業等名 （ ）
- b. 役 職 （ ）※役員である場合、登記簿を添付してください。
- c. 金 額 （ ）円／年（ ）
- d. 兼業申請 （ ☐ 済 ・ ☐ 未 ）
- e. 従事時間 （ ）時間／年、（ ）時間／月

8. 【当該企業等から知的財産権（特許権、著作権等）にかかる収入（ロイヤリティ又は売却による収入等）を得た方（2に「はい」と回答された方）はお答えください。】

※該当する方が本人以外の場合 続柄（ ）

- a. 企業等名 （ ）
- b. 種 類 ☐ 特許権 ☐ 著作権 ☐ その他（ ）
- c. 行 為 ☐ 許諾 ☐ 売却
- d. 名 称 等 （ ）

※特許庁に出願している場合はその出願が特定できる事項（出願番号等）を記載してください。

- e. 収 入 額 （ ）円／年（ ）

9. 【当該企業等の株式等（未公開株式はそのすべてとし、公開株式は発行済株式総数の 5%以上に相当する場合。また、新株予約権、合同・合名・合資会社を包含する持分会社の持分等を含む。）を取得した方（3に「はい」と回答された方）はお答えください。】

※該当する方が本人以外の場合 続柄（ ）

- a. 企業等名 （ ）
- b. 種 類 ☐ 公開株式 ☐ 未公開株
☐ 新株予約権 ☐ その他（ ）
- c. 保有株数 （ ）株（ ）
- d. 保有比率 （ 約 ）％ ※公開株式である場合、記載してください。
- e. 取得事由 （ ）

10. 【当該企業等から総額 500 万円以上の物件の購入又は役務の提供を受けた方（4に「はい」と回答された方）はお答えください。】

※該当する方が本人以外の場合 続柄（ ）

- a. 企業等名 （ ）
- b. 物件又は役務名 （ ）
- c. 契約額 （ ）円／年（ ）
- d. 納品日 （ ）年（ ）月（ ）日 ～ （ ）年（ ）月（ ）日

11. 【当該企業等から何らかの便益を得た方（5に「はい」と回答された方）はお答えください。】

企業等から受けた便益について、以下にその内容をできるだけ詳細にご記入ください。

※該当する方が本人以外の場合 続柄（ ）

12. 【あなたが経営者又は役員を務める企業等が、長崎県公立大学法人に対し物件又は役務を提供した場合（6に「はい」と回答された方は）お答えください。】

a. 企業等名 （ ）

b. 物件又は役務について

i) 名 称 （ ）

ii) 契約額 （ 円／年 ）

iii) 納品日 （ 年 月 日 ～ 年 月 日 ）

c. 役職等について

※該当する方が本人以外の場合 続柄（ ）

i) 役 職 （ ）※役員である場合、登記簿を添付してください。

ii) 報酬額 （ 円／年 ）

iii) 兼業申請 （ ☐ 済 ・ ☐ 未 ）

iv) 従事時間 （ 時間／年、 時間／月 ）

※本ガイドブックは、利益相反マネジメントに対する理解促進のために作成したものです。
不明な点や不安に思うことなどありましたら、お気軽にご相談ください。

【発行】

長崎県立大学 利益相反マネジメント委員会
平成29年12月

【事務局】

シーボルト校 総務企画課 企画グループ
TEL:095-813-5500